



2007年11月13日 第2008-09号

【発行】J A M

【発行責任者】斉藤 常

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

毎年11月は「下請取引適正化推進月間」

JAMが進める取引の適正化を実現するために、中小企業庁の、「下請取引適正化推進月間」に合わせてあなたの企業の取引を点検しましょう。

平成19年度「下請取引適正化推進月間」キャンペーン標語



素形材産業・自動車・航空-産業機械・情報通信機器下請適正取引ガイドラインを活用しよう。

取引ガイドライン掲載HP

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/070620shitaukeguide_sakutei.htm

平成18年度の下請代金支払遅延等防止法の運用状況等について

下請代金支払遅延等防止法の運用状況「4314社に警告」

中小企業庁が是正勧告を行った、不当取引の状況は、平成18年度に、19,766社の親事業者及び103,607社の下請事業者に対して書面調査を実施し、その結果から下請法違反のおそれのある4,314社の親事業者へ警告文書を発出。

違反容疑の高い1,038社には立入検査を実施し、この結果、917社に対して2,085件に上る改善指導を書面により実施。また、重大な違反行為を行った1社について、公正取引委員会への措置請求を行った。なお、禁止行為の違反としては、支払代金遅延、下請代金の減額が多くなっている。(平成18年度には、親事業者約180

社に対して、総額約1.6億円の下請代金の減額分や支払遅延分の返還等を行わせた。)

なお、親事業者に対して、発注時の書面交付(発注内容、発注金額、納期、検収期間、知的財産権の取扱いなどの事項を記載)の徹底、関係書類の保存の徹底の指導を行うとともに、これらの違反行為を改善する場合(上記の11の禁止行為に係る違反行為も含む。)の社内における体制整備を行うこと等についても指導を行った。

下請代金支払遅延等防止法に違反するおそれのある事業者についての相談・申告は、平成18年度は13件あった。なお、申告以外にも、上述の、下請事業者に対する書面調査において、下請事業者が取引上の問題点等があれば、それを具体的に記載することが出来るようになっており、当該情報も申告同様に親事業者の違反行為の把握に活用している。【中小企業庁発表】